

<表側>

申込書を作成する前に裏面に記載された注意事項及び作成の要領を必ず読んでください。

在外選挙人変更登録申請書
(在外選挙人名簿に登録されている人)

受付	受付番号	
	受付月日	
	受付者	(署名)

申請者人的事項

項目	人的事項 ¹⁾	変更登録事項表示(√チェック)	備考
姓名 ²⁾			
パスポート番号			
抹消された住民登録番号 ³⁾ (又は生年月日・性別)			
父母の姓名 ⁴⁾			
国内最終住所 ⁵⁾ (又は登録基準地)			
国外居所 ⁶⁾ (イーメール住所、電話番号)			

変更登録申請内容

変更項目 ⁷⁾	変更前	変更後	変更事由

本人は在外選挙人に登録されている者として登録された情報の内容に変更があり、上のように変更登録を申請し、選挙権などを確認するための家族関係登録情報、住民登録情報、受刑情報、パスポート情報など個人の身上情報活用に同意します。

年 月 日

申請人⁸⁾ : (署名又は捺印)

中央選挙管理委員会殿

※ 留意事項

1. この申込書の記載事項に間違いがある場合、申請者に不利益(変更処理不可、選挙情報受信不可等)が発生することがあるのですべての事項は正字で正確に記載してください。
2. 偽りの変更登録申告をした人は「公職選挙法」第247条によって処罰(3年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金)されることがあります。

※ 作成要領

1. 「人的事項」欄には変更登録申請者の現在の人的事項情報を記載します。
2. 「姓名」欄には家族関係登録簿(戸籍)上の姓名を正確に記入しなければなりません。
3. 「抹消された住民登録番号」欄には住民登録があった人は抹消された住民登録番号を、住民登録がなかった人は生年月日と性別を書かなければなりません。
4. 「父母の姓名」欄には住民登録がなかった人に限り国籍・本人当否及び登録基準地(本籍地)の正確な確認のために家族関係登録簿(戸籍)上の「父または母の姓名」を必ず記入しなければなりません。
5. 「国内最終住所」欄には住民登録があった人は「大韓民国最終住所地」を書き、住民登録がなかった人は家族関係登録簿(戸籍)上の「登録基準地(本籍地)」を書かなければなりません。
6. 「国外居所」欄には居留国で郵便物を受け取ることができる場所をローマ字または英文大文字(現地語を共に記載可能)で記入しなければならず、国外居所の()の中にはイーメール住所と居留国で連絡が取れるように自宅・事務所などの電話番号(国番号-市外番号-電話番号)と携帯電話番号を書かなければなりません。
 - ☞ 国外居所、イーメール住所及び電話番号は政党・候補者情報資料送付、選挙人名簿登載可否通知、異議申立結果案内、投票期間・場所・持参物など選挙関連各種情報・資料などの提供に活用されるので正確に記入しなければなりません。
7. 「変更項目」欄には姓名、パスポート番号、抹消された住民登録番号(生年月日・性別)、国内最終住所地(登録基準地)、国外居所(イーメールアドレス、電話番号)など変更登録を申請する内容を書きます。
8. 最後の「申請者」には必ず本人が姓名を書いて署名をするか捺印をしなければなりません。